

## 熊本県介護職員初任者研修事業者指導要領

### 1 趣旨

この要領は、熊本県介護職員初任者研修実施要綱（以下「要綱」という。）の6に基づき指定された介護職員初任者研修事業者（以下「事業者」という。）に対する指導について、本県での取扱いを定めるものである。

### 2 指導の目的

事業者に対する指導は、研修事業が要綱に定められた内容に基づいて、適正に実施されることにより、当該研修事業の質の向上を図ることを目的とする。

### 3 指導について

#### 1 指導の方針

指導は、要綱の内容を周知徹底させるとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な指導及び助言を行なうことを主眼として実施する。

#### 2 指導形態

指導の形態は、次のとおりとする

##### (1) 集団指導

指導の対象となる事業者を、指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行なう。

##### (2) 実地指導

指導の対象となる事業者の事業所において面談等の方法により行なう。

#### 3 指導体制

集団指導は、熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課が実施する。

実地指導は、事業者の主たる事務所の所在地を所管する広域本部等（要綱7の（9）に規定する書類の提出先のことをいう。以下同じ。）が実施するものとし、原則として2名以上の指導員により行なうものとする。

#### 4 実地指導の実施方法

##### (1) 指導対象の選定

実地指導は、全ての事業者を対象として原則として3年に1回実施するものとする。

##### (2) 指導通知

指導対象となる事業者を決定したときには、実施日、場所、出席者、指導内

容等を、文書により当該事業者に対して通知するものとする。

(3) 指導方法

実地指導は、関係書類を閲覧し、関係者との面談方式で行なうものとする。

(4) 指導結果の通知

実地指導の結果、改善を要する事項は、改善報告を要する文書指摘事項及び改善報告を要しない文書指摘事項に区分し、改善の内容、改善方法等を指摘事項として当該事業者へ通知するものとする。

(5) 改善報告書の提出

改善報告を要する文書指摘事項については、期限を定め、当該事業者から改善報告書の提出を求め、その内容を確認し、必要な措置を取るものとする。

5 指導後の措置

事業者の主たる事務所の所在地を所管する広域本部等の長は、指導結果及び改善報告について、熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課長に報告するものとする。ただし、介護保険法施行令第3条第3項の規定による取消事由に該当する場合には、ただちに協議するものとする。

附則

この要領は、平成16年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年5月26日から施行する。